

アメリカにおける水中遺跡保護に関する調査概要

1. 訪問先

- 8月5日午前 NPS 国立公園局
8月6日午前 BOEM 海洋エネルギー庁
午後 NHHC 海軍水中考古学ユニット
8月7日午前 NHHC 海軍水中考古学ユニット
午後 NOAA アメリカ海洋大気庁・メリーランド州海事考古学プログラム

2. 訪問先の概要

- NPS 国立公園局 National Park Service
内務省の下部組織。それぞれの州で水中文化遺産の管轄を行うが、国の法律・予算などを NPS で管理。領海内・国の所有する土地の遺跡・遺物を管轄。州は最大9海里までを管轄とする。
- NHHC 海軍水中考古学ユニット Naval History and Heritage Command
アメリカ海軍省のなかのセクション。海軍の歴史研究〈保存〉コマンドのなかに水中考古学ユニットがある。アメリカ軍の所有する船舶などの水中遺跡の保護・管理・研究を行う。
- BOEM 海洋エネルギー庁 Bureau of Ocean Energy Management
アメリカ内務省の機関。海底油田、洋上風力発電など開発を行う機関。それらの関連事業の工事による影響を受ける海事文化遺産の探査保護も受け持つ。
- NOAA アメリカ海洋大気庁
The National Oceanic and Atmospheric Administration National Maritime Sanctuaries
アメリカ商務省の機関。海洋と大気に関する調査および研究を専門とし、気象・漁業・海洋環境などを扱う。その中の一部門として海洋保護地区があり、歴史文化・考古学を含めた環境・資源の保護を行っている。保護地区内の調査は NOAA の管轄であるのはもちろんだが、現在では州の管轄外の遺跡について調査を行い、必要であれば新たな保護地域を選定することも可能。
- メリーランド州海事考古学プログラム
ほぼすべての州に水中考古学を管理する部門や団体が存在するが、そのうちのひとつ。それぞれの州により法律があり、体制も様々な形を取る。

3. ヒヤリング概要

(1) 保護体制について

ア. 水中文化遺産保護に関する法令

- 水中文化遺産に特化した法律はないが、考古学に関する法律（National Historic Preservation Act）が適用される。
- 国立公園と一部の海洋保護地区は水中文化遺産も保護の対象としていることか

ら、「考古学に関する法律」以外の法律による保護も受けている。また、海軍の船舶・航空機については、国有財産として扱われる。

イ. 保護対象

- 50年を経過した船舶・航空機等をはじめとする各種の文化遺産
- 船舶の場合は、合衆国領海内にある外国船籍のものも対象
 - ※ただし、当該船舶の所有権は旗国にあるとし、調査を行う場合は旗国に許可を求めている。
- 海軍のものは、他国の領海内であっても保護対象（合衆国の財産であるため）であり、罰則規定も適用されることになっている。
- 近年は、単なる沈船というだけでなく、自然資源と文化的資源を一体的に保護するという考え方になってきている。

ウ. 保護体制

- National Historic Preservation Act Section106 によって政府機関が行うプロジェクトには考古学的調査が義務付けられ、全政府機関に歴史的事象を取り扱う部署を作り、専門家を雇わなければならないとされており、海中を取り扱う組織毎に水中文化遺産を所管する組織を置いている
 - ※文化庁のような組織はない
 - ※NPS は国立公園、NHHC は海軍関係の文化遺産、BOEM は合衆国の資源開発領域内における資源開発、NOAA は海洋保護地区を担当、州は国立公園・海洋保護地区以外の3海里以内という棲み分け
 - ※専門職員が複数の組織に所属しているため、専門職員が自発的に横の連絡体制を構築
- ただし、各組織ともに専門職員の人数はさほど多くない（NPS 45名・BOEM 11名……）

エ. 調査組織の業務

- 開発を行う政府、民間との文化遺産保護に係る調整
- 水中文化遺産の把握と価値付け（文献や現地調査等を行いデータベース作成）
- 水中文化遺産取扱いのガイドラインの作成
- 民間発掘調査組織が行う調査の監理
- 発掘調査の実施

（2）把握と周知の方法

- 文献史料による把握を経て、一部は現地確認も行っている。
- 海底文化遺産のデータベース化は行っている。データベースは単なる所在だけではなく、それぞれの歴史的価値も含めた詳細なものである。
- 積極的な公開は行わない。トレジャーハンター等による濫掘を防ぐため。
- 所在は基本的にドット。

(3) 保存

- 現状保存を原則としているが、学術的な価値が高いものは調査を行う。
 - ※文化遺産の内容によっては、碇を下ろすことを禁止しているものもある。
- 海底資源開発等で現状保存が出来ない場合は原因者負担による発掘調査を行う。
- 記録保存調査の主体は民間調査会社。民間調査会社は、発掘調査マニュアル（Alcheology and historic preservation secretary of the interior's standard and guidelines）に則った方法で調査を行い、報告書を刊行する義務を有する。各省の水中文化財担当部局は、発掘調査マニュアルに則った方法で調査がなされ、報告書が刊行されたかを監理する。
- 大学等が学術目的で調査しようとする場合は申請しなければならない。
 - ※開発により偶然、発見されたものであっても、同様の取扱いとする。

(4) 活用

- 案内板を設置し、ダイビングによる遺跡めぐりをしている例もある。
- 公開するかどうかは、文化遺産の保存状態、盗掘の危険性等を総合的に判断して決定する。

(5) 問題点

- トレジャーハンターによる濫掘と、引き揚げ品の権利関係をめぐる法廷闘争があること
- 引き揚げ品については、海軍のものを除き州の財産と整理したが、州ごとに取扱いが異なっていること（州による水中文化遺産に対する温度差がある）。
- 深海開発が進むにつれ、水中文化遺産の発見が相次いでいること
- 所管エリアをまたがって存在する水中文化遺産の取扱い

4. 所見

- 国家としての歴史が浅いためか、近代の沈没船についても文化的・産業的な遺産という考え方が抵抗なく受け入れられており、そのあたりの意識が日本とは大きく異なっている。
- 個人の財産権に対する意識が強い反面、国家の財産・州の財産という考え方も同時に存在しており、その区分が極めて単純明快である。
 - ※保護制度の違い、保護体制の違いもあるが、それ以上に国民の国家に対する意識や歴史・文化に対する意識が日本とは大きく異なることから、アメリカ的な保護の考え方をそのまま移入することは難しいと考えられる。
- しかし、その反面、沈没船の現状保存の考え方、把握や調査についての考え方等は、水中遺産条約に批准していないにも関わらず、ユネスコが示す考え方に合致しており、こうした考え方がグローバルスタンダードになっていることを強く感じるとともに、特に日本領海内にある外国船籍の沈船については、こう

した標準的な考え方を意識した取扱いが必要と考える。

- また、水中文化遺産の把握のために、省庁間を超えた情報共有を行っていること、そうした情報を基に開発との調整（環境アセス）を行っている点は、大いに参考にすべきであり、日本においても、水中文化遺産に対する情報収集と省庁間での共有が必要と考える。
- 水中文化遺産の保護のための独立した法律は有さず、陸上と同じ取扱いとしている点も参考になる。日本においても、水中文化遺産を埋蔵文化財包蔵地とすることにより、少なくとも第92条の規定により濫掘は防止できると考える。
- また、対象とする水中文化遺産数は海軍関係のものだけでも17,000にも及ぶ（全世界）のに対し、担当する部署が極めて小規模な組織である。これは、主たる業務が、水中文化遺産の把握と保護（開発との調整・民間調査組織の調査に対する監理）、調査や保存技術の開発であるため、この程度の規模で済んでいると考えられ、今後、日本でも担当する部署を作る際に参考になると考える。